

介護老人保健施設 博寿苑短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設 博寿苑（以下「当施設」という。）は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）が利用可能な状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者を保証する者（以下「保証人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設博寿苑 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び連帯保証人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び連帯保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 短期入所療養介護の利用が不可能となる認定結果が出された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供が行えないと判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を1ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が当施設の職員又は他の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用者及び入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合
- ⑦ 上記各号のほか、利用者又はその家族が、施設職員、サービス従事者もしくは他の利用者に対し、その身体・健康・財産に危害を及ぼす行為、暴言・脅迫、セクシャルハラスメント、その他当施設の業務を妨害する迷惑行為を行い、当事者間

の信頼関係が破壊されるに至った場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して当施設に対し本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。別紙2のお支払い方法に従い、支払うものとします。但し利用者の所得状態等に変動があった場合、利用料金に変更が生じることがあります。

2 当施設は、利用者又は連帯保証人に対し毎月20日までに利用明細請求書を送付し、利用者及び連帯保証人は、当月末日までに当施設に支払うものとします。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第7条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は連帯保証人若しくはその家族等に関する情報を当施設の個人情報保護規定に従い、適切に取り扱います。

原則、正当な理由なく第三者に情報提供することはいたしません。

但し、例外として次の号については、情報提供を行います。

- ① サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 当施設は、利用者が前条に掲げる記録の開示を求めた場合、原則これに応じます。但し、連帯保証人、またその他の者（利用者の代理人を含む）からの請求に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限り応じます。
- 3 1, 2に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

(緊急時の対応)

第8条 当施設は、利用者に対し、医師の判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の医療機関での診療を依頼する事があります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、連帯保証人に対し、緊急連絡いたします。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則、利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、これらを保護するため、施設管理者又は施設長の判断かつ、利用者又は連帯保証人の同意を得た上で身体拘束その他利用者の行動を一時

的に制限することがあります。この場合、施設管理者又は施設長が利用者の心身の状況等、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止に関する事項)

第 10 条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び連帯保証人は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスに対しての要望又は苦情等について、介護支援専門員及び支援相談員に申し出ることができます。

(事故発生時の対応)

- 第12条
- 1 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに連帯保証人及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとし、ます。
 - 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(賠償責任)

- 第13条
- 1 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとし、ます。
 - 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとし、ます。

(連帯保証)

第 13 条 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとし、連帯保証人の負担は、極度額 120 万円を限度とする。連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は、連帯保証人が死亡した時に、確定するものとする。

(債務に関する情報の提供)

第 14 条 連帯保証人の請求があった時は、事業者は、連帯保証人に対し、延滞なく、利用

料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者へのすべての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は連帯保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(付則)

この約款は、令和 8 年 8 月 1 日に改定・施行する

<別紙 1 >

介護老人保健施設 博寿苑のご案内
(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団行陵会 介護老人保健施設 博寿苑
- ・開設年月日 平成 3 年 1 月 21 日
- ・所在地 京都市左京区大原戸寺町 383 番地
- ・電話番号 075-744-3196 ・ファックス番号 075-744-3296
- ・苑長名 中井 一郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2650680016 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 博寿苑の運営方針]

1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供するよう努める。
2. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

(3) 施設の職員体制(医師・リハビリ・看護については入所・通所で一部兼務あり)

	常 勤	夜 間	業 務 内 容
・医 師	1.5 名以上	0	利用者の医療管理
・入所看護職員	12 名以上	1	医師の指示による看護の実施
・薬剤師	0.5 名以上	0	医師の指示による薬の管理
・入所介護職員	40 名以上	6.0	利用者の自立支援
・支援相談員	3.5 名以上	0	相談援助
・理学療法士又は作業療法士	6.0 名以上	0	医師の指示によるリハビリテーション
・管理栄養士	1.0 名以上	0	医師の指示による栄養管理
・介護支援専門員	2.0 名以上	0	相談援助、給付管理業務等

(4) 入所定員等 ・定員 152 名

- ・療養室 個室 4 室、4 人室 37 室

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます。）
朝食 8時00分～9時00分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援・指導も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 行政手続代行
- ⑨ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 医療法人社団行陵会 京都大原記念病院
 - ・ 住 所 京都市左京区大原戸寺町 334-1
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 医療法人社団行陵会 京都大原記念病院
 - ・ 住 所 京都市左京区大原戸寺町 334-1

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 入所施設の規則を遵守し、医師及び職員の指示に従っていただきます。
医師、看護師、介護職員等当施設職員の指示を守らず、他の利用者に迷惑をかけ、職員の指示に従わない場合は即時退所していただきます。
医師、看護師、介護職員等当施設職員等の指示を守らず、他の利用者に迷惑をかけ、職員の指示に従わない場合は即時退所していただきます。
医師または職員等の指示に従わずに生じた事故、不可避免的な転倒・徘徊・誤嚥等により生じた事故、また外出泊により生じた事故による損害について、当施設は一切責任を負いません。
- ・ 利用者への面会
利用者への面会時間は午前9時～午後8時までとなっております。
（感染予防のため変更させていただくことがあります。）
- ・ 外出・外泊
外出・外泊される場合は当施設所定の「外出・外泊届出書」に必要事項をご記載の

上、担当医の許可を受けた後、外出・外泊して下さい。なお、担当医の指示、留意事項を厳守して下さい。外出・外泊時に状態の急変があった場合は当施設にご連絡下さい。また、外出・外泊届出書はサービスステーションにてご記入下さい。

- ・ 飲酒

施設長の許可なく施設内で飲酒をすることはご遠慮下さい。

- ・ 喫煙

施設内での喫煙はご遠慮下さい。

- ・ 火気の取扱い

電気コンロ、電気ストーブ、石油ストーブ等の使用・持込は、防災管理の必要上禁止させていただきます。

- ・ 設備・備品の利用

利用中の器物破損等については、損害分を実費にて速やかに弁償していただきます。

- ・ 所持品・備品等の持ち込み

短期入所時の持参品についてはご利用時にお渡し致しましたご案内をご参照下さい。持参品については所定の方法にて記名をお願い致します。無記名の持参品の紛失については一切責任を負いません。また、荷物類は必要最小限にして下さい。短期入所サービスご利用者様のオムツについては当施設でご用意いたしますので、お持込されないようお願い致します。

- ・ 食品類の持ち込み

お持込された食品類に起因（食中毒等衛生管理上問題が生じます）する事故・紛失等については当施設では一切責任を負いかねますのでご了承ください。

- ・ 金銭・貴重品の管理

現金、貴重品のお持ち込みは固くお断り致します。万一、お持ち込みになられた現金・貴重品の盗難、紛失等のトラブルが発生した場合、当施設は一切責任を負いません。

- ・ 携帯電話の持ち込み

ペースメーカー等への影響が懸念されますので所定の場所以外での携帯電話の使用はご遠慮下さい。

- ・ ペットの持ち込み

当施設内へのペットの持ち込みは、原則禁止させていただきます。

- ・ その他

- ・ ご利用中の急病等による緊急時には、医師の指示に従い協力病院または他医療機関等へ転出して頂く場合があります。また、その際に生じる医療費に関しては受診された医療機関の料金体系になることをご了解下さい。

- ・ 入所中、医療機関に受診をされる場合、必ず事前に当施設の医師にご相談下さい。

- ・ やむを得ない事情により居室を変更させて頂く事がありますのでご了解下さい。

- ・ ご利用開始時の内容（氏名、住所、連帯保証人、緊急連絡先、請求書送付先、ご利用サービス等）に変更が生じた場合は必ず当施設までご連絡下さい。

5. 非常災害対策

災害対策として、次の「防災設備点検」、「防災訓練」等を実施しております。

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常用放送等の点検

・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。
尚、当施設には介護支援専門員、支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。

<別紙 2>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

1. 介護保険証の確認

- ・ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証（減額認定証などをお持ちの方は合わせて）を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、ご利用者・保証人のご希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用料金

（1）基本料金

- ① 施設利用料 介護保険被保険者証の一部負担額の割合と致します。

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、また年金受給額によって利用料が異なります）

＊介護報酬の改定によりご負担額が変更される場合がございます。ご了承下さい。

- ② 食 費（委託契約費、その他食材費、水分補給食、食器類、適時適温機器など）

朝食 500円 昼食 700円 夕食 750円

選択メニュー（利用者が選択し、当施設が提供する特別な食事） 実費

- ③ 滞在費（水道光熱費など）

多床室 1日当たり 560円

個室 1日当たり 1,778円

＊食費、滞在費につきましては、負担限度認定を受けている場合、認定証に記載されている額となります。

（2）その他の料金

- ① 日用品費（フェイスタオル、おしぼり、シャンプー、リンス、ボディーシャンプー、ティッシュペーパー） 1日当たり 200円

- ② 教養娯楽費（余暇活動・レクリエーション等に係る材料費・教材等） 1日当たり 150円

- ③ おやつ代（おやつに係る材料費）（希望者のみ） 1日当たり 150円

選択メニュー（利用者が選択し、当施設が提供する特別なおやつ） 実費

- ④ 入れ歯洗浄剤（希望者のみ） 1回当たり 20円

- ⑤ 洗濯代（私物の洗濯に係る費用・洗濯業者による出来高請求額）（希望者のみ）

	大 1 枚	2 2 0 円
	小 1 枚	1 1 0 円
	大・・・上着・ズボン・パジャマ上・パジャマ下・その他	
	小・・・シャツ・パンツ・パッチ・タオル・他下着類・その他	
⑥	理美容代（希望者のみ）	実費
⑦	文書料	実費
⑧	テレビレンタル料（希望者のみ）	1 日 当 たり 4 4 0 円
⑨	個室料金（特別な室料）	1 日 当 たり 3, 5 0 0 円
⑩	その他	医療機関受診時一部負担金、個人的買物、電話代、コインランドリー利用料等

＊その他の料金については事前にご利用者に通達する事により変更されることがある事をご了承下さい。

（３）支払い方法

- ・毎月 20 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
- ・お支払い方法は、原則自動引き落としをお願い致します。但し、諸般の事情により自動引落としによるお支払いが不可能な場合には、銀行振込、クレジットカード、デビットカード、現金によるお支払いについてご相談させていただきます。

◇施設苦情相談窓口

＊苦情やご要望がございましたら、支援相談員、介護支援専門員までお申し付けください。
(075-744-3196)

◇行政苦情窓口

＊京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係相談担当 (075-354-9090)
 ＊左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-702-1069)
 ＊北区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-432-1364)
 ＊上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-441-5106)
 ＊中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-812-2566)
 ＊東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-561-9187)
 ＊山科区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-592-3290)
 ＊下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-371-7228)
 ＊南区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-681-3296)
 ＊右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-861-1416)
 ＊右京区役所京北出張所 保健福祉第一担当 (075-852-1815)
 ＊西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-381-7638)
 ＊西京区役所洛西支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-332-9274)
 ＊伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-661-2278)
 ＊伏見区役所深草支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-642-3603)
 ＊伏見区役所醍醐支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (075-571-6471)

◇その他ご不明な点等は当施設介護支援専門員・相談員まで、お気軽にご相談ください。
(075-744-3196)

<別紙3>

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当施設は信頼の医療・介護に向けて、利用者様に良い医療・介護を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「利用者様及び保証人の個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当施設では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当施設が利用者様及び保証人の個人情報を収集する場合、診療・看護・介護にかかわる範囲で行います。（他の介護事業者・医療機関等からの情報収集を含む）その他目的の個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせしご了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

2. 個人情報の利用及び提供について

当施設は、利用者様及び保証人の個人情報の取り扱いにつきましては以下の場合を除き、本来の利用目的以外の使用はいたしません。

◎利用者様及び保証人の了解を得た場合

◎個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合

◎法令等により提供を要求された場合

当苑は、法令の定める場合等を除き、利用者様及び保証人の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について

当施設は、利用者様及び保証人の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者様及び保証人の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改竄又は利用者様及び保証人の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当施設は、利用者様及び保証人の個人情報について利用者様及び保証人が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当施設の「個人情報保護規定」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当施設は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

当施設では、利用者様及び保証人の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。尚、ご不明な点等などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

当施設での利用者様及び保証人の個人情報の利用目的

1. 施設内での利用
 - ① 利用者様及び保証人に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 入退所等の管理
 - ④ 会計・経理
 - ⑤ 介護事故等の報告
 - ⑥ 当該利用者様及び保証人への介護サービスの向上
 - ⑦ 施設内看護・介護実習への協力
 - ⑧ 介護の質の向上を目的とした施設内症例研究
 - ⑨ その他、利用者様及び保証人に係る管理運営業務
2. 施設外への情報提供としての利用
 - ① 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等との連携
 - ② 他の医療機関等からの照会への回答
 - ③ 利用者様の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ④ 検体検査業務等の業務委託
 - ⑤ ご家族等への病状説明
 - ⑥ 保険事務の委託
 - ⑦ 審査支払機関へのレセプトの提供
 - ⑧ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ⑨ 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
 - ⑩ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等
 - ⑪ その他、利用者様への医療保険事務に関する利用
3. その他の利用
 - ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ② 外部監査機関への情報提供

I. 上記のうち、他の介護施設・医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を窓口までお申し出ください。

II. お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせて頂きます。

III. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

介護老人保健施設 博寿苑短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書

介護老人保健施設 博寿苑を利用するにあたり、介護老人保健施設博寿苑短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款、別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

＜利用者＞

住 所 〒

氏 名

印

電話番号（ ） －

＜連帯保証人＞

住 所 〒

氏 名

印

（続柄 ）

電話番号（ ） －

医療法人社団 行陵会

介護老人保健施設 博寿苑

苑長 中井 一郎 殿

【本約款第５条の請求書及びその他書類の送付先】

・氏 名	（続柄 ）
・住 所	〒
・電話番号	

【保証人不在時の緊急連絡先】

・氏 名	（続柄 ）
・住 所	〒
・電話番号	